平成２１年（フ）第３３１号
茨城県桜川市真壁町亀熊164番地35
債務者　飛川　光夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５３号
茨城県坂東市岩井1967―15、住民票上の住所茨城県坂東市猫実1549番地１
債務者　渡邉　初江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５７号
茨城県古河市西牛谷90番地２、前住所茨城県古河市西牛谷296番地　コーポハクト101
債務者　寺内　光男
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５８号
茨城県常総市内守谷町2834番地１
債務者　松村　　譲
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３５９号
茨城県筑西市五所宮385番地３
債務者　山口　春美（旧姓向田）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３６３号
茨城県古河市長谷町22番24号
債務者　大久保正雄
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３６５号
茨城県古河市駒羽根725番地２
債務者　遠藤　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第７４３号
埼玉県川越市大字小ケ谷153番地１　コーポ島田102号室、前住所埼玉県川越市野田町２丁目22番16
債務者　イガラシ　フェリシダル　デ　ガズマン
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１２号
金沢市割出町88番地　コーポムラカミ103号、従前の住所金沢市松寺町寅87番地１
債務者　市村　雅治
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１８２１号
京都市伏見区向島吹田河原町85番地　ＭＴボーズマン206号　砂川浩乃方、住民票上の住所京都府久世郡久御山町市田鈴間17番地12
債務者　池本　英恵（旧姓砂川）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７３号
京都府京田辺市興戸塚ノ本27番地７
債務者　林精肉店こと　林　　高宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８０号
京都市上京区桝形通出町西入二神町171番地メゾンクリスタル302号
債務者　柴山　有紀
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３７号
京都市伏見区竹田田中宮町97　グリーンヴィレッジ吉田301、住民票上の住所京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島302棟302号
債務者　林　　智也
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１４号
京都市伏見区深草大門町11番地２　よしみ荘２号
債務者　冨田刷毛店こと　冨田　　武
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６７号
京都府宇治市大久保町南ノ口61番地の13
債務者　廣島　敬士
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１１号
京都市北区紫野十二坊町36番地２　ハイツラベンダー101
債務者　前田自動車こと　前田　浩至
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８２号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１24棟301号
債務者　前田　智之
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係